

令和 6 年

第 9 回大洗町農業委員会総会議事録

大 洗 町 農 業 委 員 会

第9回 大洗町農業委員会総会議事録

令和6年9月25日（水） 午後18時00分

令和6年9月25日大洗町農業委員会が大洗町役場3階会議室に招集

されたので、会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

議案第23号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定に係る承認について

議案第24号 農地法第3条の規定による権利の設定移転の許可について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可について

報告第15号 農地法第3条の第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出に対する専決処理について

報告第16号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する専決処理について

報告第17号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する専決処理について

出席委員 1番 大貫善之 2番 藤沼洋一
3番 米川政宏 4番 勝村勝一
5番 和田淳也 7番 深作勝久
8番 小沼正男

本日の会議の書記は次のとおりである。

中崎亮二、藤沼佑介、江橋宏祐

会長は午後18時00分に議長席につき、定数に達したので会議を開く旨を述べ、会議規則第13条の2項により議事録署名人 2番藤沼委員、3番米川委員、4番勝村委員の各委員を指名する。

議長 議事に入ります。議案第23号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 [議案第23号について説明]

議長 本案につきまして、何かご意見はございますか。

4番 議案の4件はいずれも同一の設定者によるものだが、利用権取得者（耕作者）

によって小作料に有無がある理由は。

事務局

この4件については以前、同一の耕作者によって耕作されていましたが、その耕作者が作れなくなり、無償でもいいから作ってくれという要請のもと現在の耕作者に利用権が設定されたとのこと。今回、利用権の設定を更新するにあたっての所有者と耕作者の話し合いの中で、耕作者から小作料を支払うとの申し出があったものについては小作料が設定されています。

議長
委員
議長

本件につきまして、他に何かご意見はございますか。

〔異議なしの声あり〕

一同異議なしにより、本案は許可することといたします。

議長
事務局
議長

続いて議案第24号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

〔議案第24号について説明〕

本件につきましては、現地確認を行っておりますので5番委員より説明をお願いします。

5番

議案第24号について報告します。去る9月18日に農業委員2名、事務局2名と譲受人の立会いのもと現地確認を実施しました。第1項については、以前から譲受人により耕作されている農地です。昔に売買契約をしたものの、登記等の更新をしていなかったため、今回改めて売買契約をするとのこと。第2項については、譲渡人が耕作していた当該地に隣接する所有者不在の農地を含め、譲受人が一体的に耕作するとのこと。第3項については、現況は休耕地であります。譲受人が数年かけて耕し、稲作をする計画です。

2番

第3項について、現況を見ると開墾するのは大変困難と伺える。数年後、耕作を諦め転用されることが懸念されないか。

事務局

転用を見越したものではありませんので、「申請地を耕作すること」「他の目的に転用しないこと」を明記した誓約書を提出いただいております。

議長
事務局

2～3年で転用したいという話になった場合はどうなるのか。

耕作目的で所有権を移転するものであるため、実際に耕作してみて上手くいかなかったという経過がないと転用を許可することは難しいと考えます。

4番

現地確認の際、開墾する意は確認している。

議長
委員
議長

本件につきまして、何かご意見はございますか。

〔異議なしの声あり〕

一同異議なしにより、本案は許可することといたします。

議長
事務局
議長

続いて議案第25号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

〔議案第25号について説明〕

本件につきましては、現地確認を行っておりますので5番委員より説明をお願いします。

5番

議案第25号について報告します。申請地は今年まで耕作されていましたが、耕作者は今季限りで耕作をやめるそうです。隣は遊休農地であったため、周囲の耕作への影響はないと考えます。

議 長 ガイドライン上、問題はないのか。
 事 務 局 ガイドラインの適用基準である発電量を下回っている案件ではありますが、生活環境課が事業計画を聞きとり、問題がないことを確認しています。

議 長 これまで許可しているなかで、この案件だけ不許可とすることはできない。
 2 番 これまでの太陽光発電施設への転用申請地は耕作放棄地だったことが多いが、耕作されている農地であることをもって不許可とすることはできないのか。
 事 務 局 耕作しているか否かを要件とすることはできませんが、申請があった段階で必ず耕作者の意向を確認しています。

4 番 申請地は接道が良く、転用するにはもったいない農地。
 1 番 申請地の面積は比較的広いが、発電力は何キロワットか。
 事 務 局 提出資料によると49.5キロワットです。
 5 番 パワーコンディショナーを増やすなどして、後から発電力を上げることができてしまう。

議 長 耕作者が耕作をやめると言っている中で、農業委員会が止めることはできない。
 3 番 他の農家に貸した方がよいと考えるが、その指導をすることが我々の役割。
 5 番 条例を作るなどして、手続きを面倒にすることで抑制を図ることを検討する必要がある。

議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
 委 員 [異議なしの声あり]
 議 長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。

議 長 続いて報告第15号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
 事 務 局 [報告第15号について説明]
 議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
 委 員 [異議なしの声あり]
 議 長 一同異議なしにより、本件は報告のとおりといたします。

議 長 続いて報告第16号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
 事 務 局 [報告第16号について説明]
 議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
 委 員 [異議なしの声あり]
 議 長 一同異議なしにより、本件は報告のとおりといたします。

議 長 続いて報告第17号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
 事 務 局 [報告第17号について説明]
 議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
 委 員 [異議なしの声あり]
 議 長 一同異議なしにより、本件は報告のとおりといたします。

- ・その他
 1. 農地パトロールの結果について
 2. 暑気払い決算報告について
 3. 中央地区農業委員会ボウリング大会について

本日の会議は以上をもって閉会を宣す。
議長は、午後19時00分議案及び報告を全て終了したので閉会を宣す。

上記会議の次第を記載し、その相違なきを証するため署名捺印する。

令和6年9月25日

議 長

委 員

委 員

委 員